

災害検証支援、警戒避難マニュアル策定支援及び初動マニュアル策定支援業務仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、次に掲げる業務の履行に適用する。

- (1) 災害検証支援業務
- (2) 警戒避難マニュアル策定支援業務
- (3) 初動マニュアル策定支援業務

(目的)

第2条 災害検証支援、警戒避難マニュアル策定支援及び初動マニュアル策定支援業務（以下「本業務」という。）は、南三陸町が実施する災害の検証並びに南三陸町が策定する警戒避難マニュアル及び初動マニュアルに関し、その実施及び策定を委託者である南三陸町（以下「委託者」という。）と受託者であるコンサルタント（以下「受託者」という。）が協働して行うことにより、迅速かつ円滑な実施及び策定に資することを目的とする。

(対象地域及び履行場所)

第3条 本業務の対象地域は、南三陸町全域とする。

- 2 本業務の履行場所（事務所の位置をいう。）は、委託者と受託者の協議において定めるものとし、履行場所として必要な資材は、受託者において用意する。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約の締結日の翌日から平成25年3月31日までとする。

(業務遂行に係る資格要件)

第5条 受託者となり得る者は、本業務が地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）の策定過程に準ずる知識、技術等を要するコンサルタント業務であることに鑑み、平成17年以降において宮城県内の自治体における地域防災計画の策定に係る業務又は本業務と同種の業務についての受託実績を有する事業者とする。

(業務計画書等の提出)

第6条 受託者は、第1条各号に掲げる各業務（次条及び第11条において「各業務」という。）に係る作業の開始時において、それぞれ次に掲げる書類を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 工程表

(打合せ協議)

第7条 受託者は、各業務の履行に際しては、その内容に関し、委託者と十分に打合せを行うとともに、各業務の履行中においても、必要に応じた打合せを行うものとする。

(疑義)

第8条 受託者は、本業務の履行に際し疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その協議に基づく指示に従わなければならない。

(関係機関との協議)

第9条 受託者は、本業務の履行において必要となる関係機関との協議に当たっては、誠意をもってこれに対応し、その内容に関し遅滞なく委託者に報告しなければならない。

(資料)

第10条 受託者は、本業務の履行に当たり、次に掲げる資料を自己の責任において準備しなければならない。

- (1) 都市計画基本図データ又は復興基本図
- (2) 平成23年度法務局公図変換データ
- (3) 土地台帳・家屋台帳データ又はこれに類似するデータ
- (4) 被災前航空写真データ
- (5) 被災後航空写真データ
- (6) 推定浸水区域データ
- (7) その他必要と認められる資料

2 受託者は、前項に掲げる資料の準備に当たり、関係機関からの資料の収集が必要となる場合は、当該収集は、委託者の指示及び許可を得た後において行わなければならない。この場合において、収集した資料のうちに収集先である関係機関への返還等を要するものがあるときは、当該関係機関の指示に従い返還

等するものとする。

(業務実施報告書の提出)

第11条 受託者は、各業務が完了したときは、速やかに業務実施報告書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(成果品の品質保証)

第12条 本業務における成果品(この条及び次条において「成果品」という。)は、委託者と受託者との協議において定めた諸条件を満たすものでなければならない。

2 本業務の終了後において、成果品に受託者の過失等に起因する不良箇所を認めるときは、受託者の責任において速やかに補足、訂正その他の必要な対応をしなければならない。

(成果品の帰属)

第13条 成果品は、すべて委託者に帰属する。

2 受託者は、成果品及び第10条第2項の規定により収集した資料を委託者の承諾なく他に公表し、若しくは貸与し、又は使用させてはならない。

(再委託)

第14条 受託者は、本業務の履行を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(守秘義務)

第15条 受託者は、本業務の履行の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務の終了後においても同様とする。

(納期等)

第16条 本業務における成果品の納入期限及び納入場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 納入期限 平成25年3月31日

(2) 納入場所 南三陸町役場内(危機管理課執務場所)

第2章 業務の内容

第1節 災害検証支援業務

(業務の目的)

第17条 災害検証支援業務は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害(以下「東日本大震災」という。)における南三陸町の経験及び対応を明らかにすることにより、本業務における警戒避難マニュアル及び初動マニュアルの策定並びに南三陸町の地域防災計画の策定に当たっての課題となる事項等を抽出し、今後における災害への体制強化を図ることを目的として行う。

(既存資料の収集)

第18条 災害の検証に当たり、現行の南三陸町地域防災計画、宮城県地域防災計画、既存の災害記録等を収集し、整理する。

(経験の整理)

第19条 東日本大震災における南三陸町(関係機関を含む。)の被害状況を含む経験について、時間、地域、災害の現象、被害の種類・規模に着目し、時系列表、地図等により整理し、課題となる事項等の抽出を行う。この場合において、災害の現象、被害の種類・規模として、概ね次に掲げる事項に着目した整理とする。

(1) 災害の現象

- ア 地震(東北地方太平洋沖地震及びその余震)の震源、規模等
- イ 地震動
- ウ 液状化
- エ 地盤沈下
- オ 津波
- カ 土砂災害

(2) 被害の種類・規模

- ア 人的被害
- イ 建物被害
- ウ 道路被害
- エ ライフライン被害
- オ 施設(漁業施設等)被害

(対応の整理)

第20条 東日本大震災への南三陸町(関係機関を含む。)の対応について、前条により整理した経験に照らした南三陸町の庁内各部署(行政組織としての部署

及び災害対策本部としての部署)、町職員、関係機関等へのヒアリングを実施し、東日本大震災発生直後からの対応の状況を整理する。この場合においては、主として時系列、担当部署について着目し、本業務における警戒避難マニュアル及び初動マニュアルの策定並びに南三陸町の地域防災計画の策定に当たっての課題となる事項等の抽出ができるよう留意する。

(課題となる事項等の抽出)

第21条 第19条及び前条により整理した経験及び対応を踏まえ、課題となる事項等を整理する。この場合においては、経験の種別、対応した部署別に時系列に沿い、各時点における課題について整理するものとし、概ね次に掲げる事項に着目して行う。

- (1) 人員・資機材の初動配備及び災害対策本部の設置
- (2) 情報の収集・伝達
- (3) 広報
- (4) 避難に関する活動
- (5) 消防活動
- (6) 救助活動
- (7) 医療・救護活動
- (8) 応援要請・連携
- (9) 交通の確保・規制及び緊急輸送
- (10) 孤立地区対策
- (11) 災害時要援護者への対応
- (12) 食糧・飲料水及び生活必需品の確保・提供
- (13) 捜索(遺体の収容等を含む。)
- (14) 防疫・保健衛生
- (15) 廃棄物等の処理
- (16) 公共施設の応急対策
- (17) 水防・土砂災害(二次災害)への対策
- (18) 住宅の確保
- (19) ボランティアの受入及び義援金の受付・配布
- (20) 農林水産業の被害への対応
- (21) 行政手続(災害救助法に基づく事務その他の災害時における事務及び通常業務における事務)

(成果品)

第22条 災害検証支援業務における成果品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 検証書
 - (2) 収集・検討資料集（地理情報データを含む。）
- 2 前項の成果品の媒体は、紙及びデータとする。

第2節 警戒避難マニュアル策定支援業務

（業務の目的）

第23条 警戒避難マニュアル策定支援業務は、東日本大震災により被災した防潮堤等の防災施設が復旧するまでの間における警戒避難体制を必要とする災害現象（津波、高潮、洪水、河川の氾濫、土砂災害等をいう。）（以下「対象現象」という。）について検証の上、対象現象に対する具体の対応を設定し、防災・減災活動に資することを目的として行う。

（対象現象の検討及び設定）

第24条 東日本大震災による被災後の現況及び南三陸町震災復興計画を考慮した上、対象現象について検討し、設定する。この場合においては、対象現象により想定される被害状況を今後の解析等に利活用できるよう、位置を含む情報について地理情報データ化して整理する。

（警戒区域の検討）

第25条 前条により設定した対象現象に対し、避難行動をとる必要のある箇所（河川、海岸、急傾斜地等）及び住民が避難を必要とする区域（想定浸水区域、想定氾濫区域等）を検討する。

（避難情報等の発信基準の設定）

第26条 避難情報等の具体の定義及び住民がとるべき行動（避難準備、避難等）を整理するとともに、前条により検討した警戒区域における避難に要する時間を把握し、避難情報等の発信基準を設定する。

（観測体制の検討）

第27条 第24条により設定した対象現象に対し避難情報等を発信するに当たっての判断の基礎となる観測体制について検討する。この場合においては、観測項目、観測位置及び基準値について整理する。

（情報伝達体制の設定）

第28条 避難情報等を住民及び関係機関に伝達する際における伝達文の内容、

伝達的手段及び伝達の経路について検討し、設定する。この場合においては、対象現象別・伝達先別に整理し、伝達文の内容、伝達的手段及び伝達の経路を一覧、図等として視覚的に整理する。

(警戒避難マニュアルの作成)

第29条 前条までの検討及び設定の内容に照らし、防災施設が復旧するまでの当分の間を対象とした警戒避難マニュアルを作成する。この場合においては、前条までの検討及び設定の内容について地形図上に表記する等、視覚的に分かりやすい調製とするとともに、今後の利活用に向け、地理情報データ化する。

(成果品)

第30条 警戒避難マニュアル策定支援業務における成果品は、「警戒避難マニュアル(案)」とする。

2 前項の成果品の媒体は、紙及びデータとする。

第3節 初動マニュアル策定支援業務

(業務の目的)

第31条 初動マニュアル策定支援業務は、情報の収集、配備の決定、職員の参集、災害対策本部の設置等といった初動期の対応について検討し、整理することにより、災害時における被害の軽減、迅速かつ円滑な応急対策に資することを目的として行う。

(組織情報の整理及び対象組織の設定)

第32条 現行行政組織における通常時の業務内容について調査し、行政組織別の業務項目、業務概要について整理するとともに、災害発生時における業務及びその分掌について調査・整理し、災害発生時において初動に関わる組織及び通常業務を継続する組織について、災害対策本部各部における機能との整合を含め、設定する。

(夜間、休日等における職員の参集予測)

第33条 第24条による地理情報データその他情報に照らし、職員の参集予測を実施する。この場合においては、災害の種別、被害の規模、参集を阻害する建造物等及び交通の状況、時刻、天候等に関し考え得る状況を検証し、時間経過別職員参集状況について想定する。

(業務継続の課題と対応策の検討)

第34条 災害発生時における災害対応業務及び継続する通常業務の問題点等を抽出し、対応策について検討する。

(初動マニュアルの作成)

第35条 前条までの検討及び設定の内容に照らし、初動マニュアルを作成する。この場合においては、災害の種別、被害の規模、時刻に応じた内容とするとともに、必要に応じ、行政組織別概要版について調製する。

(成果品)

第36条 初動マニュアル策定支援業務における成果品は、「初動マニュアル(案)」とする。

2 前項の成果品の媒体は、紙及びデータとする。

第3章 その他

(その他)

第37条 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に対する疑義に関しては、委託者が定めるところによる。